



平成26年4月24日

各位

会社名 月島機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 和彦
コード番号 6332 (東証第一部)
問合せ先 企画管理本部
経営企画部長 川崎 淳
電話 03-5560-6513

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年4月24日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第152回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 単元未満株式を有する株主さまの株式売買の利便性を高めることを目的として、単元未満株式の買増制度を導入するため、第8条4号及び第9条を新設するものであります。
- なお、条文の新設に伴い、現行定款第9条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部変更箇所)

現行定款	変更後
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (条文省略) (新設) 13. 前各号に付帯関連する一切の業務 (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設) (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (現行どおり) 13. <u>発電事業及びその監理・運営並びに電気の売買に関する事業</u> 14. (現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> (<u>単元未満株式の買増し</u>)

<u>第9条～第39条</u> （条文省略）	<u>第9条</u> 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる <u>第10条～第40条</u> （現行どおり）
------------------------	---

3 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	平成26年6月27日（予定）

以上